

あからさまな不当労働行為、会社が説明拒否！ 鈴木一幸さんの人権侵害救済申し立て「非処置」

名古屋運輸区分会の鈴木一幸さんが愛知県弁護士会に行っていた人権救済申し立てが、「非処置」（事実上の審議打ち切り）となったことが明らかになりました。理由は、会社の協力が得られないからということです。

鈴木さんは、2007年4月にJ R 東海ユニオンを脱退しJ R 東海労に加入した際に、以下のような会社による嫌がらせ・圧力を受けたことは人権侵害であるとして救済申し立てを行っていました。

- (1) 加入直後に、監視カメラと鍵が設けてある職場のロッカーの鍵穴に爪楊枝がねじ込まれるなど嫌がらせが続いたが、会社は業務掲示一枚だけで何の調査も行わなかったこと。
- (2) 加入直後の仕事の点呼中、管理者が鈴木さんを取り囲み威圧したこと。
- (3) 加入から1ヶ月以上にわたって、杉田秀一運転科長、石橋貞彦助役、山内寿秀助役をはじめとした管理者が、出勤・退勤・乗務前・乗務後に、名古屋運輸所からJ R 名古屋駅までの路上の要所・要所にカメラやビデオカメラを持って立ち、監視し撮影したり、尾行を行ったこと。これらは、名古屋運輸所矢吹忠所長の指示による会社としての組織的な対応であること。

会社が人権擁護委員会の調査に協力を拒否したということは、これらの事実について会社が否定できないということ、そして一言も釈明できないということです。つまり、鈴木さんのJ R 東海労加入に対する嫌がらせ・圧力を会社として行ったことを、事実上認めたということです。

私たちは、このような露骨な不当労働行為を絶対に許しません。今後も、闘い続けよう！

会社は直ちに不当労働行為を謝罪せよ！